

借入状況等申告書

公立学校共済組合石川支部長 殿

令和 年 月 日

申込 人	所属所名	(TEL)	
	職名	フリガナ	
		氏名	印

※必ず本人が署名・押印して下さい。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故(貸倒れ)が発生した場合、その他貸付規定に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

<当共済組合の借入状況>

(単位:円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中		
特別貸付け	新規・借換え・償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借換え・償還中		
教育貸付け	新規・借換え・償還中		
災害貸付け	新規・借換え・償還中		
医療貸付け	新規・借換え・償還中		
結婚貸付け	新規・借換え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借換え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
合計		(A)	(B)

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「1回当たりの償還額」欄には、借換えの場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。
 3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。
 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位:円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C)

(注)1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払いは除く。

- 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例: 4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)
- 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例: 4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

<申込人の給料月額>

(D) 円

(注)貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 12	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合(債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。)は貸付申込みを受け付けることはできません。

記入例

借入状況等申告書

公立学校共済組合石川支部長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※訂正印を使用される場合は、貸付申込書に押印した印鑑と同じ印鑑を使用してください。

申込 人	所属所名	〇〇市立××小学校 (Tel) 076-×××-×××	
	職名	フリガナ	イシカワ ジロウ
	教諭	氏名	石川 次郎 石川 印

※必ず本人が署名・押印して下さい。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

今回申込みをする貸付種別について、区分は「新規」または「借換え」のいずれかを丸で囲み、貸付申込書に記載した一回あたりの償還額をご記入ください。

今回申込をする貸付種別の他に既に当共済組合の貸付を受けている場合、該当する種別の区分は「償還中」を丸で囲み、一回あたりの償還額をご記入ください。

、貸付事故(貸倒れ)共済組合が当該事実します。

(単位:円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規 ・借換え・償還中	8,010	0
特別貸付け	新規・借換え・償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借換え・償還中		
教育貸付け	新規・借換え・ 償還中	17,800	53,303
災害貸付け	新規・借換え・償還中		
医療貸付け	新規・借換え・償還中		
結婚貸付け	新規・借換え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借換え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中	/	/
特例の既住宅貸付け	新規・借換え・償還中	/	/
特例の既住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中	/	/
合 計		(A) 25,810	(B) 53,303

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「1回当たりの償還額」欄には、借替えの場合は借替え後の1回当たり償還額を記入してください。
 3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。
 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位:円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
〇〇互助会	新規借入	R〇年〇月〇日	1,000,000	240,000
	既借入	年 月 日		
〇〇銀行	新規借入	年 月 日		
	既借入	H〇年〇月〇日	8,500,000	576,000
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C) 816,000

ない場合は「0」と記入すること。

(注)1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。
<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払いは除く。

- 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例: 4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)
- 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例: 4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

<申込人の給料月額>

(D) 421,200 円

(注)貸付申込書に記入されている給料月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A)×12	(B)×2	(C)	左の合計	≤	(D)×4.8
309,720	106,606	816,000	1,232,326		2,021,760

※この算出結果は、貸付を受けるための目安であり、必ずしも貸付を受けることができるかどうかは、審査の結果により異なります。また、審査の結果、貸付を受けることができない場合があります。表面の(A)及び(B)、このページの(C)及び(D)を参照し、それぞれの欄をご記入ください。【注意】この数式が成立しない場合は、貸付を受けることができません。